

利用者様各位

令和7年2月5日

改正建築基準法の施行日(令和7年4月1日)前に確認済証等の交付をご希望の方へ

日頃より、当センターをご利用いただきありがとうございます。

改正建築基準法及び建築物省エネ法の施行日(令和7年4月1日)前に確認済証等の交付を希望される場合のスケジュールについてお知らせいたします。

また、施行日前後は審査が大変混み合うことが予想されます。スケジュールには十分な余裕をもって、できるだけお早目のご申請をお願いいたします。

令和7年3月31日までに確認済証等の交付を希望する場合の申請期日と訂正期日

○確認申請・長期使用構造等確認・設計住宅性能評価(長期併願含む)

申請期日 令和7年2月21日(金)

訂正期日 令和7年3月21日(金)

- ・戸建て住宅(特例有りの4号建築物に限る。)の場合です。
- ・上記以外の戸建て住宅、戸建て住宅以外は個別にお問い合わせください。

注意事項

※業務状況により各期日に変更となる場合があります。

※「訂正期日」とは、全ての訂正が終了した日とします。

※訂正内容、消防同意、特定行政庁への照会の状況により、上記期日を満たしても確認済証等の交付が施行日以降となる場合があります。

※令和7年3月31日までの交付を確約するものではないことを、あらかじめご了承ください。

株式会社ぎふ建築住宅センター